

妊娠したら



いのちの誕生を喜ぶ気持ちと、「大丈夫かな」という不安もあることでしょう。岡崎市では、お母さん・お父さんとともにお子さんの成長を見守り、子育てを応援していくために、いろいろなサービスを実施しています。

母子健康手帳の交付



問 こども部 こども家庭センター ☎ 0564-23-7683 📠 0564-23-6833

母子健康手帳はお子さんと保護者の健康の記録として大切なものです。健康診査や予防接種の際は必ず持参しましょう。

対 象	妊娠中の方
内 容	●母子健康手帳の交付 ●受診票の交付（岡崎市に住民票のあるかた） 妊婦・産婦・乳児健康調査受診票、新生児聴覚検査受診票、 妊婦歯科健康診査受診券、歯周疾患健診受診券（産婦用・パートナー用） ●妊婦相談
場 所	●こども家庭センター（福祉会館3階）
時 間	●月～金曜日 9:00～16:00（祝日及び年末年始を除く） ●毎月1回 土曜日の9:00～11:00（要予約） 詳しい日程はホームページをご覧ください。
持ち物	●妊娠届出書（産科医療機関にあります） ●マイナンバー（個人番号）カードまたは通知カード ●身元確認書類（運転免許証等） ●外国籍のかたは在留カード
その他	体調不良で来所が困難なかたは、お問い合わせください。

RSウイルス予防接種



問 保健部 感染症予防課 ☎ 0564-23-6714 📠 0564-23-6621

協力医療機関において妊娠28週0日から36週6日までに1回、RSウイルス予防接種を公費で受けられる接種券を母子健康手帳と一緒に交付しています。妊娠中に接種することで、母体内で作られた抗体が、胎盤を通しておなかの赤ちゃんに移行し、出生時からお子さんのRSウイルス感染症を予防します。

妊婦健康診査・産婦健康診査



問 こども部 こども家庭センター ☎ 0564-23-7683 📠 0564-23-6833

妊娠中及び出産後の健康診査の一部を公費で受けることができる受診票を母子健康手帳と一緒に交付しています。

おなかの赤ちゃんの発育の確認や、妊婦さん自身の健康管理のために、定期的に妊婦健康診査を受けましょう。

また、出産後は産婦健康診査を受けましょう。

※受診票は、岡崎市に住民票があるかたのみ使用できます。

妊娠23週まで	4週間に1回
妊娠24週～35週まで	2週間に1回
妊娠36週～出産まで	1週間に1回

妊娠したら

愛知県内の医療機関で受診する場合

- 各受診票に必要事項を記入し、医療機関に母子健康手帳と受診票を提出し、健康診査を受けてください。
- 受診票に記載されている項目についてのみ公費負担で受けることができます。
- 記載項目にない検査、処置、治療などは自己負担となります。

助産所及び愛知県外の医療機関で受診する場合

- 各受診票に必要事項を記入し、医療機関に母子健康手帳と受診票を提示し、健康診査を受けてください。
- 受診票に健診結果と、医療機関名の記入をしてもらってください。
- 受診後に払い戻し申請をすることにより、一部が市から払い戻されます。（国内での受診に限る）
- 記載事項にない検査、処置、治療などは払い戻しできません。

払戻し申請方法

妊産婦・乳児健康診査受診票冊子をご覧ください。



払戻し申請期限

妊婦健康診査・産婦健康診査：出産後6か月になる前日

乳児健康診査・新生児聴覚検査：出産した子が1歳6か月になる前日

妊婦・産婦歯科健康診査・パートナー歯周疾患健診



問 こども部 こども家庭センター ☎ 0564-23-7683 📠 0564-23-6833

岡崎歯科医師会協力医療機関において妊娠中に1回、妊婦とそのパートナーが歯科健康診査を公費で受けられる受診券を母子健康手帳と一緒に交付しています。むし歯は感染症です。お母さん・お父さんの口の中にむし歯菌が多いとお子さんにうつりやすいです。健診を受けてお口の健康を守りましょう。また、産後に歯周疾患健診が受けられる受診券もあわせて交付しています。1年に1回は健診を受けましょう。

※受診券は、岡崎市に住民票があるかたのみ使用できます。

マタニティキーホルダーの配布



問 こども部 こども家庭センター ☎ 0564-23-7683 📠 0564-23-6833

妊娠中、特に初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためにとっても大切な時期です。しかし、外見からは、妊婦であるかどうか気づかれにくい場合があります。岡崎市では、母子健康手帳交付時にマタニティキーホルダーをお渡ししています。



子育て家庭優待事業（デジタル化） ～「はぐみんカード」で子育て応援～



問 こども部 こども育成課 ☎ 0564-23-6820 📠 0564-23-6833

岡崎市では、愛知県との協働により地域社会全体で子育て家庭を応援するため、「子育て家庭優待事業」を実施しています。スマートフォン上の「はぐみんカード」の画像を協賛店舗で表示することにより、お店が独自に定める特典が受けられます。対象のお子さんが2人以下の場合は通常の「はぐみんカード」、3人以上の場合は、別デザインの「多子世帯向けはぐみんカード」の画像が表示されます。



対象

市内の妊娠中のかた、市内の18歳未満のこどもをお持ちの家庭
※満18歳になって最初の3月31日まで。

登録方法

右の二次元コードから「あいち はぐみんネット」にアクセスして利用者登録を行ってください。

※デジタル化後も、発行済みの紙カードは引き続き利用できます。

※スマートフォン等をお持ちでない方に向けて、紙カードもご用意しております。

（ただし、多子世帯向けはぐみんカードは電子カードのみです）



協賛店舗

- 市内の協賛店舗情報は市ホームページをご覧ください。
 - 県内の情報については、愛知県の「あいち はぐみんネット」をご覧ください。
 - 「はぐみんカード」は、全国の協賛店でも使うことができます。
- 右の「全国共通ロゴマーク」が全国共通展開協賛店舗の目印です。



★ Column ★ 子育てハンドブック「お父さんダイスキ」

お父さんの子育てを応援するため、お父さんに知ってほしい子育てに関する情報が入った子育てハンドブック「お父さんダイスキ」のスマートフォン向けアプリを配信しています。右の二次元コードから無料（通信等に係る経費は除く）でダウンロードができますので、このアプリを使って、お父さんもお母さんも一緒に子育てをお楽しみください。



パパ必見
父子手帳



問 愛知県福祉局 子育て支援課 ☎ 052-954-6106 📠 052-971-5890

妊婦のための支援給付

問 こども部 こども家庭センター ☎ 0564-23-7683 ☎ 0564-23-6833

妊娠期からの経済的支援を目的として「妊婦のための支援給付」を行います。併せて、面接等により妊娠・子育て期の不安に寄り添い、子育てに必要な切れ目ない支援（妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援））を行います。

相談（家庭訪問、電話相談、オンライン相談）は随時可能です。

相談をご希望の方は二次元コードからの申込みフォームまたは電話でご連絡ください。



支援の時期	支援の方法（応援金給付条件/支給内容）	
妊娠届出時	面談	妊婦1人あたり5万円
妊娠8か月頃	アンケート・面談※	—
こんにちは赤ちゃん訪問時	面談	子ども1人あたり5万円

※ 8か月頃の面談は希望者のみ実施します。

妊娠したら

子育て応援すくすくLINE

問 こども部 こども育成課 ☎ 0564-23-6820 ☎ 0564-23-6833

妊娠中のかたは出産予定日、出産後はお子さんの誕生日をご登録いただくと、妊娠週数やお子さんの成長にあわせて子育てに役立つ情報をLINEでお届けします。



対象者

市内在住の妊娠中のかた（家族も可）及び3歳未満の乳幼児の保護者
ぜひ、パートナーやご家族のかたも一緒にご登録ください。



配信する情報・配信頻度

妊娠期	おなかの赤ちゃんの様子（赤ちゃんの一般的な成長・発達の様子）、ママのからだのこと（妊娠中の食事、生活のアドバイス）	毎日
出産後	お子さんの成長の様子、子育てアドバイス（お世話の仕方、ふれあい方、授乳や離乳食のことなど）	● 生後0～100日/毎日 ● ～1歳誕生日/3日に一度 ● ～2歳誕生日/7日に一度 ● ～3歳誕生日/14日に一度

※岡崎市の子育て支援サービスの情報もあわせてお届けします。

登録料

無料（LINEの受信及びリンクサイト閲覧の際の通信費は登録者負担となります。）

登録方法

- ① 市ホームページ掲載のURLにアクセスし、「岡崎市」を友だちに追加。
- ② メニュー内の「子育て応援すくすくLINE」をクリック。

体験型妊婦教室



問 こども部 こども家庭センター ☎ 0564-23-7683 📠 0564-23-6833

妊婦さんが安心して出産ができ、ご家族で赤ちゃんを迎えるために、ぜひご参加ください。

対 象	教室開催日時時点で妊娠36週以下の妊婦とその家族
内 容	赤ちゃん人形の抱っこ体験、沐浴体験、妊婦体験、歯とお口の健康の話、食事と栄養の話、薬の話など（状況によって、変更する場合があります。）
場 所	岡崎げんき館
日程・申込み	毎月1回 土曜日（詳細はホームページをご覧ください。）
持ち物	母子健康手帳

※多胎妊婦教室を開催する月もあります。詳細はホームページをご覧ください。

産前産後ホームヘルプサービス



問 こども部 こども家庭センター ☎ 0564-23-6759 📠 0564-23-6833

妊娠中や出産後間もない時期に、ヘルパーなどを派遣して、家事や育児をお手伝いします。

利用できる期間	妊娠中（母子健康手帳交付後）から出産後1年になる前日まで 多胎及び2子以降は出産後3年になる前日まで
利用できる回数・ 合計時間	1日2回、1回2時間まで 利用できる期間で合計60時間まで（多胎の場合は100時間まで）
利用時間	8:00～18:00 ※事業所により異なります
利用負担額	1時間あたり1,000円、生活保護世帯・市町村民税非課税世帯は600円 規定により、直前の取消はキャンセル料がかかります。
支援内容	●家事に関すること 食事の準備、片づけ、衣類の洗濯、居室内の清掃 など ●育児に関すること 授乳・おむつ交換・沐浴・兄や姉の世話 など

— 広 告 —

★ 女性の一生に寄り添って ★

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:00	●	●	●	●	●	●
15:30～18:30	▲	●	/	●	▲	/

完全予約制 休診日 水・土曜午後・日・祝日
▲月曜・金曜午後17:30まで

産 科
婦 人 科 **あかりレディースクリニック** ☎ 0564-55-4103
岡崎市上地1丁目5-8

●経産婦さんの
無痛分娩を行っています

●女性産婦人科医師の
外来もあります

★ Column ★ 妊娠中も、シートベルトを着用しましょう！

正しいシートベルトの着用が、お母さんと赤ちゃんの命を守ります

妊娠中のかたは一律に着用義務が免除されるわけではありません。正しくシートベルトを着用することで、事故の際、母体と胎児にかかる危険性が軽減できます。

正しいシートベルトの着用法

- 腰ベルト、肩ベルトともに着用する。
- 肩ベルトは胸の間を通し、おなかの側面に通す。
- 肩ベルトは首にかからないように。
- 腰ベルトは、おなかの膨らみを避け、腰骨のできるだけ低い位置を通す。

※なお、シートベルトを着用することが健康保持上適当でない場合は、着用しなくてもよいとされていますので、医師に確認するようにしましょう。

妊娠したら

お子さんの安全を守るためにチャイルドシートを正しく使用しましょう。

問 市民安全部 防犯交通安全課 ☎ 0564-23-6340 📠 0564-23-6570

自動車の運転者は、チャイルドシートを使用しない幼児（6歳未満）を乗せて、運転してはならないことが道路交通法で定められています。また、チャイルドシート不使用者の致死率は適正使用者の約4.7倍といわれています。

大切なお子さんの命や体を守るため、正しくチャイルドシートを使用しましょう。

ベビーシート	チャイルドシート	ジュニアシート
		
0～1歳くらい (体重10kg未満)	1～4歳くらい (体重9～18kg未満)	4～10歳くらい (体重15～36kg未満)
まだ首が据わらない新生児期の赤ちゃんには、進行方向に対して後ろ向きに装着するタイプのものを使いましょう	自分で座っていられるようになったら、体をしっかり包み込み固定するチャイルドシート	シートの上において座高を高くし、車のシートベルトで体を固定するジュニアシート

チャイルドシートはお子さんの成長によって、3種類に分類されていますが、新生児から7歳頃まで使用できるチャイルドシートもあります。お子さんの成長に応じたチャイルドシートを準備しましょう。